

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル館ケ谷九〇四 電話(03)3337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇二〇〇一 九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.11541663

購読料 月額700円

6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

国鉄闘争 裁判所内外での闘いを解決に繋げよう

国労紋別闘争団……………2

控訴審を有利に展望し政府に決断を求めます

自治体の民営化を狙う指定管理者の導入に反対討論

山下 けいき……………3

共同してたたかえ

編集部……………4

労働契約法、すべての労働組合が反対

資料1 今後の労働契約法制の在り方に関する研究会 報告についての談話(連合)

……………5

容認できない

資料2 今後の労働契約法制の在り方に関する研究会 最終報告について(全労連)

……………5

リストトラ 促進法

資料3 労働契約法を始めとする労働法改悪に反対する決議(東京全労協)

……………6

こんな労働契約法はいらない

資料4 労働契約法制に対する使用者側の基本的考え方(日本経団連)

……………6

解雇の金銭解決制度の早期導入要求

部屋で行き先告げろ

増田 都子……………7

研修センターでの人権侵害

強盗団、仲間との再会、貧困の根拠

土屋 信三……………8

ブラジルの大地を踏みしめて

アスベスト、徹底した被災者救援を

松枝 佳宏……………11

構造改革への対抗戦略 労災・職業病は敵のアキレス踵

読者からのおたより……………13

旬刊 社会通信

NO. 951

二〇〇五年二月二日号

二〇〇五年二月二日発行

(毎月一日・二日・三日三回発行)

国鉄闘争 裁判所内外での闘いを解決に繋げよう

控訴審を有利に展望し政府に決断を求めます

「和解には応じさせない」国交省 「不当判決」のたぐいではあっても九・一五判決が「JR不採用は不当労働行為」を認めたことよって、JR採用差別事件は解決に向けて壁に穴を開けました。普通「役所」と言われるところは一番で負けた場合でも判決内容を分析し、控訴した場合の勝算を判断し、関係部署間の調整を経て控訴を判断するものです。しかしこの判決に対して相手の鉄道運輸機構は判決の翌日に控訴をすると言う異例の対応をしました。聞こえてきた話では、当日夕刻には「そうとう上の方」から控訴しろとの判断が出されたそうです。このことは国交省の判断で「和解には応じない」ことを判断したことになります。

一方で私たち原告の方針は「判決を基礎に控訴審で地裁判決以上の水準の和解で解決させる」ことです。まず実質的な相手である国交省に解決をせざるを得ないとの判断をさせる必要があります。当然私たちの方針と国の方針は真つ向からぶつかり合います。それは初めから予想されたことであり、打開するには法廷内外の闘いで政府を解決に追い込むしかありません。そのためにもまず控訴審の中で相手を押し込むことが必要最低限の条件になります。

控訴審は年明けから？ その控訴審は、こちら側が地裁と同様に訴訟救助を申し立てていることもあって、年明けから開始されることになりそうです。

相手の鉄道運輸機構の出方はまだ分かりませんが、どうやら本腰を入れて原告一人ひとりに対して「〇〇は国鉄職員時代にこういう不良行為があった」ことを立証して「組合差別ではなく、本人の成績不良で不採用になった」ことを立証しようとする模様です。こうなると裁判は長くなりそうですが、その一方で我々の側にも機構側の主張に具体的に反撃して、一番での「一人ひとり」がJRに採用された証明がない（そのことを理由に損害賠償を否定）との判断を粉砕することができます。もちろんいまから分かることではありませんが、その準備は怠りなく進めています。そのためにも原告一人ひとり、自分の現職時代を振り返り「自分は採用されて当然だった」ことを立証する努力が求められます。

地裁段階では不十分だった点を証明し、さらに「解雇有効」の根拠にされた三年期限を法律論で圧倒することだと思えます。もちろんこうした法廷戦術は弁護団が具体的に決めることになるでしょうが。

混迷を深める国労本部 政府を相手にして解決を求める陣営が一つにまとまることができればより有利になります。その意味で私たちが注目するのは国労本部（及び本部追隨の闘争団）です。本部は、判決後ただちに、あたかも自分たちが判決を闘いとったかのような声明を出し、原告団に同調するかのような態度をちらつかせました。そして、一月二十九日に大集会を開き、その場で「原告団にも判決の報告をさせる」と一方的に決めました。しかし、今のところ正式な話し合いを行わず、依然として「国労が主役、原告団は闘争団

連絡会の一部」に倭小化しようとする態度を変えていません。しかも共闘を持ちかけた各方面には「原告団とは話がついた」といい加減なことを言ったことが発覚して、最悪の場合、国労と中央共闘会議だけの集会になるかもしれないほど信用を失ってしまいました。本部がいつまでも「国鉄闘争の主役は国労本部だ。みんなここにまとまれ」などと夜郎自大的な態度でいる限り孤立を深めるだけです。早く目を覚まして、戦線の大きな一部隊として参戦してくれることを望みます。

(「国労紋別闘争団通信No.一四四」)

自治体の民営化を狙う指定管理者の導入に反対討論

本来、税金を使つて建てる公の施設は、直営が原則であり、地方自治法が示しているように、その設置目的を効果的に達成できる場合に限り、委託が可能とされてきました。

指定管理者制度は直接的には地方自治法の改正によるものであり、「官から民へ」の掛け声のもと、自治体の仕事を民間企業に開放することが、その本質であります。

このために、今、国においては、指定管理者制度の運用について憲法、教育基本法、社会教育法といった法体系を無視し、いわゆる法の下克上といった状況が生まれています。この体系で守られてきた学問の自由などを侵害する動きが現れ、公民館や図書館といった社会教育施設に対しても営利企業が参入することを認める方向が強まりつつあります。

地方自治体が、公正でムダのない効果的・効率的な運営を追求することはもちろんですが、同時に、私は本来の福祉の増進を図ると共に、住民の人権と自由を守るための努力も求められるものであると考えています。

設置目的を効果的に達成できるかどうかを見る場合、住民にとってよりよいサービスの向上が図れるのか、施設の専門性やサービスの質、継続性、安定性が確保できるのか、施設の管理運営が住民に十分に開かれるのか、公の施設の業務にふさわしい職員の身分・賃金・労働条件などが保障されるのか、など十分に検討されなければなりません。

こういった観点から私は本会議で募集要項、指定管理者の業績評価、指定期間、議会や住民のチェック、労働条件の確保、兼業禁止規定、情報公開について質疑をさせていただきました。また昨日配布された委員会の会議録も見せていただきました。

しかしながら、答弁の中でも検討すべきものがまだまだ残されており、全容が明らかになっていない中で了とするわけにはいきません。行政当局の一定の努力は認めますが、またこの制度を逆手にとって住民利益を追求できるのではないかと期待も分らないことはありません。

しかし、この制度に関して、先ほど述べたように国がこれまでの法体系を無視し、国の行政権限を振りかざして、勝手な解釈を自治体に押しつける動きが顕著になっています。地方分権が当然とされ、国と自治体が対等であるべきにもかかわらず、実際は中央集権が強まる中で、この制度がどのような役割を果たしていくのか、大きな危惧を覚えるものがあります。営利企業への市場開放を目的に、競争を煽り、弱肉強食社会を進めていく考えしかないのではと思わずにはられません。

指定管理者制度によって自治体の民営化を進めていけば、憲法が第八章で規定した地方自治が損なわれ、やがては競争原理によって、そこで働く労働者に解雇や、労働条件の低

下を強い、ひいては住民サービスの低下につながりかねない危険性があると指摘せざるをえません。
(茨木市議・山下 けいき)

共同してたたかえ

—労働契約法、すべての労働組合が反対—

政府・厚労省が導入しようとしている労働契約法は、すでに三回の連載で明らかにしたように、現在の労働法体系である労働基準法、労働組合法を全面的に崩し、労働力という特殊な商品を、工場で大量生産される商品と同じように扱いたいとする反動立法、もっと強くいえば「反革命」法である。労働力という商品は、人間の肉体・精神的能力を、労働対象に働きかけることで新たな価値をつくり出す。人間は食し、睡眠をとり、子孫をつくり、種が再生産される。これらは最低限のことであり、文化・教育的素養は「健康にして文化的生活」の原点である。

労働契約法は、資本にとつて必要な時、労働力を購入し、必要でなくなった時、労働力を放り出し、資本が思うがままに労働者を支配する法である。労働者は生産手段から自由である。と同時に、利殖生活をする資産からも自由である。労働力を売ることでしか生活できない。資本と賃労働はその発生のもとからして、「不条理」「不正義」「不公平」なのである。このような労働者の性格をはじめて明らかにしたのが、マルクス『共産党宣言』だ。『宣言』はいう。

「かれら（労働者）は、労働を見出すあいだけ生き、かれらの労働が資本を増殖するあいだけ労働を見出す」（岩波文庫版、四八頁）

「労働者は資本を増殖するためにのみ生活し、そして支配階級の利益が必要としなければ生活できないという、そんなみじめな取得の性格である」（同、六〇頁）

現代社会のなりたちについて、社会そのものが「不条理」「不正義」「不公平」と述べた。なぜか。これについても『宣言』は、こう宣明する。

「資本は共同の生産物であって、ただ社会の多数の成員の共同生活によってのみ、そればかりでなく、究極において社会のあらゆる成員の共同活動によってのみ動かされる。だから、資本は個人的な力ではない。それは社会的な力である」（同、五九頁）。

マルクスが記した、こんな労働者の社会的地位向上を自然発生的に展開したのが、「人間らしく」「労働者こそ社会の主人公」をスローガンとした労働組合の生成と発展だった。労働運動は資本の自由な価値増殖欲の手を縛ってきた。労働法である。資本は自由な搾取を求める。労働力の売買を民法の根本原理である契約一般に解消したいとするのが労働契約法である。だから労働契約法は①労働組合があるところでは労使委員会、②ないところでは雇用継続型契約変更制度で解雇の金銭解決制度を導入し、労働力の「ジャスト・イン・タイム化」を目指す。さらには、権利意識が弱い日本労働者への裁量労働制—労働時間制見直し—ホワイトカラー・イグゼンプション—導入である。

労働組合と名乗るからには、こんな制度は許せない。だから、連合、全労連、全労協の労組全国センターが反対を表明するのは当たり前だ（資料参照）。問題は、それらセンターが阻止のために身体を張って、共同のたたかいを、ストライキも辞せずと全国的運動を展開することである。

資料1 厚生労働省「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」報告についての談話（連合）

容 認 で き な い

1、昨日九月二日、厚生労働省の「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」（座長 菅野和夫・明治大学教授）は、最終の研究會を開催し報告をとりまとめた。研究会は〇五年四月に「中間取りまとめ」を公表し、意見を募集した。連合は「この方向性が修正されることなく労働契約法が作られていくのであれば、労働者や労働組合のためにならない労働契約法であると判断する」と強い懸念を示し、再検討を求めめる意見を提出した。だが、「最終報告」においては一顧だにされておらず、極めて遺憾である。

2、雇用・就労形態の多様化など労働契約をめぐる環境の変化を受けて、個別労働紛争が大幅に増加している。連合は、こうした紛争の予防・解決の基準として、労働契約の成立・展開・終了にかかる労働者と使用者との権利・義務を明確にする労働契約法が必要であるとして、二〇〇一年に「労働契約法案要綱骨子案」を確認し、その制定を求めてきた。研究会報告が、労働契約法をつくる必要があるとしていること自体は、連合の認識と一致している。

3、しかし、「研究会報告」には問題がある。とりわけ大きな問題点は、①労働組合とは本質的に異なる労使委員会に、労働条件の決定・変更の協議や就業規則の変更の合理性判断など重要な機能を担わせようとしている。②解雇無効の判決を勝ち取った労働者が職場復帰できなくなる、解雇の金銭解決制度を導入しようとしている。③雇用継続型契約変更制度の創設は、労働者に対して「労働条件の変更か解雇か」を迫ることになる。④ホワイトカラー・イグゼンプションの導入は、労働時間の原則を骨抜きにし、長時間労働を助長しかねない。これらの内容を盛り込んだものならば、労働者のための労働契約法とは到底言えず、連合は容認できない。

4、今後、労働契約法については、労働政策審議会で審議されることが予想されるが、「研究会報告」はあくまでも研究者による報告であり、審議会における議論のたき台ではない。また、検討すべき項目が多岐にわたる労働契約法について、すべての事項を短時日に一気に検討するのは困難である。連合は、研究会報告が示した方向性そのままの労働契約法がつけられることを阻止し、連合案に基づく労働者と労働組合のための法制定に向けて、構成組織・地方連合会と一体となった取り組みを行う。

資料2 「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」最終報告について（全労連）

リ ス ト ラ 促 進 法

一、昨日九月十二日、厚生労働省の「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」（座長 菅野和夫・東大名誉教授）は最終報告をとりまとめた。研究会は二〇〇五年四月に「中間取りまとめ」を公表し、パブリックコメントを募集した。全労連は「研究会の描く労働契約法制はリストラ・合理化を促進する方策が盛り込まれ、労働者や労働組合の権利を大きく損なうものでしかない」と批判し、直ちに研究会での検討の中止を求めた。パブリックコメントは五百五十七が集約され、多くが研究会での検討内容を批判するものであった。しかし、これらの意見は「最終報告」ではまったく顧みられることがなかったことは、極めて遺憾である。

二、「研究会報告」はすでに指摘してきたように重大な問題がある。一つには二〇〇三年の労働基準法改悪の際に法案化前に挫折したはずの「全て解雇を合理化」し、使用者の違法解雇を助長する「解雇の金銭解決制度」の創設、二つ目に使用者に一方的な労働条件の変更権を与える「雇用継続型契約変更制度」の導入、三つ目に労働組合の形骸化、権利破壊を招く「労使委員会制度」の法制化、四つ目に労働者の健康と命を奪う「労働時間規制の適用除外」ホワイトカラー・エグゼンプション、五つ目に新卒労働者の使いすてを助長しかねない「試行雇用契約」の新設などである。これらの内容がそのまま盛り込まれるならば、到底、労働者のための労働契約法とはならず、使用者のための「リストラ促進法」といわざるを得ない。

三、今後、労働契約法については、労働政策審議会で審議されていくことになるが、全労連は「研

究会」の示した方向性そのままの労働契約法が作られることを全力をあげて阻止し「労働契約法制にかかわる全労連政策案」を土台に、労働者の権利擁護、労働条件向上に役立つ「働くルール」の確立を求める運動を推進する。

全労連はすでに闘争本部を確立した。今後、各単産・地方に早急に確立し、幅広い共同を構築しながら大運動を展開する決意である。

料3 労働契約法を始めとする労働法改悪に反対する決議（東京全労協）

「こんな労働契約法はいいらない」

一九八四年に労働者派遣法が制定され、「多様な働き方」との名目で簡単に首を切れる労働者が創り出された。それから二〇〇年、全労働者に占める正社員は六五・四％、非正規社員は三四・六％、年収二〇〇万円時代である。リストラ・労働条件不利益変更・成果主義賃金で、日本の労働者は長時間過重労働の正社員と、不安定雇用労働者の二極となった。個別的労使紛争の多発は、労働者にしわ寄せられた犠牲の結果である。そして労働組合組織率は、二〇〇四年度には一九・二％に落ち込んだ。

労働組合組織率低下を指して「労働組合の機能が低下した」と労働契約法研究会答申は述べ、「労働契約法」制定の理由としている。労働組合の機能が低下する原因を作ったのは誰か。公務員からスト権を奪い、労働争議・組合活動の正当性を狭め、不安定雇用労働者を拡大し、競争を拡大して、労働組合の機能低下に導いたのではないか。労働組合の機能を低下させた人たちが、今後は「労働契約法」で労働組合の存在を消そうとしている。

過去、この国では戦争の出来る国づくりが完了するに従い、労働組合は姿を消し、産業報国会が結成された歴史がある。「労働契約法」で労働組合機能の代わりに新たに作りだされるのは、常設の「労使委員会」である。

「労使委員会」は、労働者と経営者各半分の人数で構成される。労働条件不利益変更も、「労使委員会」の五分の四の賛同で合意した事になる。五分の四という数字は、経営側が全員、労働側の過半数が賛成した数字である。労働者代表は、単に「民主的な方法で」選任されるに過ぎないので、選任される前から経営側である場合は勿論、選任後に経営に買収されても、他の労働者には手も足も出ない。そして結果だけが労働者に押し付けられる。「労使委員会」では、予め不当解雇の金銭解決の金額も決めておく事が出来る。仮に、「不当解雇と裁判で認定された場合は、八〇万円払う」と、労使委員会で決めてあれば、不当解雇された労働者が裁判で勝利しても、八〇万円で会社から追い出されてしまうのである。そして、不当労働行為による解雇も、この金銭解決の除外項目では無い。

このような「労働契約法」が施行されてしまえば、少数組合運動の発展が閉ざされるのは明らかであり、多数派組合であっても、経営側は組合との交渉を「労使委員会」の合意による決定に置き換えようとする可能性がある。それはつまり、組合潰しに他ならない。

そして、「雇用継続型契約変更制度」という変更解約告知まで準備し、労働者に解雇されたくなければ労働条件不利益変更を受け入れ、裁判で争う権利だけをあげようという。私たちは、このような「労働契約法」など要らない。労働組合の力で、もつともつと闘い、勝ち取っていきける。

二〇〇七年国会審議にかかる前に、労働契約法成立と労働基準法改悪をストップさせよう。私たち東京全労協の全力をあげて取り組みを行なおう。

資料4 労働契約法制に対する使用者側の基本的考え方（日本経済団体連合会）

「解雇の金銭解決制度の早期導入要求」

あるべき労働契約法制について、労働契約法制は、①雇用の多様化などによる個別的労働紛争の増加を防止するべく、労働条件を労使に明確に示すようなものであること（労働条件の明確化）、②紛争が起きたときにどのように解決するかという解決基準のルールを定めたものであること、③以上のルールは労使自治を基本とすることから補充規定、任意規定であること、④中小零細企業を含めた日本の企業が多くが円滑に遵守できるようなものであること（複雑な手続規定等は設けないこと）が必要である。以上のような一般的な民事法としての労働契約法制は、これを否定するものではない。

い。
「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」報告について 九月一五日、厚生労働省の「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」は報告をとりまとめた。しかしながら、同報告は、雇用の入り口から出口に至るまで、すなわち採用、試用、配転等から退職、解雇に至るあらゆる場面に於いて起こり得る問題を想定し、強行規定、指針を背景に企業を規制する内容となっており、容認できない。もとより、同報告は学識経験者のひとつの意見であつて、同報告の方向性にとらわれることなく、労働契約法制については、厚生労働省の労働政策審議会（労働条件分科会）において、今後労使で検討されるものと理解している。日本経団連としては、かねてより主張している、解雇の金銭解決制度、ホワイトカラーエグゼンプションについて早期導入を要求するとともに、労働契約法制の内容が、強行規定や指針によって企業に規制や負担を課するものになることを阻止すべく求めていく。

部屋でる時は行き先告げろ

― 研修センターでの人権侵害 ―

本日、午前一一時半頃、トイレに行こうとしたら、○指導主事（女性）より、「どこへ行くのか」と聞かれました。気持ち悪さに驚いて、その顔を凝視すると「トイレに行くのですか」とさらに聞かれ、その上、ここ四一八室では「部屋を出る時には必ず行き先を告げることになっている」と言われました。○指導主事の人権感覚の欠落には呆れるしかありませんが、このような「人権感覚の欠落」が、当センターにおいては「教育公務員の備えるべき資質」と考えられているのでしょうか？

以前、S指導主事（女性）により、四一八室では「ゴミ捨てに行く時も、トイレに行く時も、いちいち告げてから行くことになっているから、どこへ行くか言ってから行け」との、信じ難い人権侵害の言動を示されたことに対して、（東京都教職員研修センターにおける人権侵害の実態（1））として、抗議文を「近藤精一・当研修センター所長宛」書いて○○研修部企画課長に提出しました。所長に届いたかどうかは分かりませんが、伊沢けい子都議に確認していただきましたが「要領を得なかった」ということでしたので、○課長には、私の抗議文を近藤所長に提出していない可能性もあります。私としては「人権侵害の実態（2）」などの抗議文を書かなくてすむようにしていただきたいと考えたので、抗議文を提出したのですが・・・

それはさておき、事柄の性質からすれば信じがたい長時間のスタッモンドの末、○○企画課長及び○○統括指導主事からは、ようやく「ゴミ捨てや、トイレに行く時は、いちいち言わなくてもよい」という、「通常の人権感覚」さえあれば、ごく当然の返答を得ました。その際、この、もともとが都教委による「イヤガラセ人権侵害研修」として私・増田に強制されている本「研修時間中」に行われた、このS指導主事による人権侵害に対する抗議文に対して、○○課長より「研修時間中に記録し、抗議文を書いたから『服務違反』の『非違行為』に問われる可能性がある」と脅迫されるという（東京都教職員研修センターにおける人権侵害の実態（2））の事態が出来ました。そこで、それに対して再び抗議文を提出し、公に発表しましたら「脅迫してないのに『脅迫した』と発表した」とさらなる「脅迫」を受ける、という（東京都教職員研修センターにおける人権侵害の実態（3））という事態も出来ております。

ただ、その際、○○課長に私は「四一八室見張り番の指導主事たちに『ゴミ捨てに行く

時もトイレに行く時も、いちいち告げてから行け』と言うように、指示を出しているのですか」と聞きましたら「そのような指示は出していません」と明言されました。しかし、私は「指示を出しているのでは?」と、強い疑念を持っていました。と言いますのは、SU研修生の中には、いちいち「すみません、トイレに行ってください」と言い、帰ってきたら「すみません、帰りました」と言い、「ゴミ捨てに行ってください」と、部屋の前数メートル先の、誰でもが見える所に行く方がいるからです。

本日の○指導主事の言動により、私の疑念は確信に変わりました。○指導主事は「いかに『四一八室』であるからといっても、部屋を出る時、トイレに行く時やゴミ捨てに行く時は、いちいち言わなくてもよい」という、「通常の人権感覚」さえあれば、ごく当然のことでも「聞いてない」と、自信を持って明言しました。なお、その際、私が「あなたは、今、私に『トイレに行くのですか』と聞きましたね」と確認しましたら、ほんの数分前に自分の口から出した言葉も、かなりしばらく黙った後「覚えていません」と言いました。そして、私が、「じゃあ、あなたは『この部屋を出る時は、いちいち行き先を告げることになってる』と言いましたね」と言いましたら、今度は、「もう、応対しません」と言い、プイツと横を向いて無視する、という態度を示しました。私が「私の目を見て、きちんと答えなさい」「どうして、私の顔を見られないのですか」と何度言っても、頑なにプイツと横を向いたまま、私に正対しようとせず、今度は「記憶にあるかどうか」も答えることができない、という、信じがたい卑劣な態度を示しました。このような卑劣な態度を見ると、現場にあった時、生徒達に、どのような道徳教育をなさっていたのかと心配ですが、当センターにおいては、このような言動をとることが「教育公務員の資質である」と信じられているのでしょうか?

そこで、もともとが都教委による「イヤガラセ人権侵害研修」として強制されている本「研修時間中」に、○指導主事によって実施された人権侵害という事態の出来に対して、「公務員としての資質の必須条件である人権尊重感覚を身に付けている」公務員であるはずの経営研修課長に要求します。全ての指導主事たちが、S指導主事や○指導主事たちのように「人権尊重感覚の欠落」を暴露することのないよう、以下の指示を配下の指導主事たちにハッキリと出してください。

(1) 四一八室の「見張り番」の時、すべての研修生に対して、トイレに行く時やゴミ捨てに行く時も、言わせるような「人権感覚の欠落」を示すことのないようにすること。

(2) 四一八室のSU研修制達全員に対しても「トイレに行く時やゴミ捨てに行く時は、いちいち告げてから行かなくてもよい」と明言すること。

(増田 都子)

強盗、仲間との再会、貧困の根拠

—ブラジルの大地を踏みしめて—

七月二〇日から約一か月間、ブラジルへ行ってきた。スクラム・ユニオンに参加するブラジル人で分会書記長のイトウ・エレニルさんのご両親がダイヤモンド婚式を行うため、

家族で帰国する機会に便乗させてもらって、一緒に行ってきたのである。

ブラジルの感想をよく聞かれるが、一言で言えば「広い」、ということだろうか。広大な国土が果てしなく続き、シャツカラと呼ばれる牧場と小麦畑、原野が連なっている。地平線に沈む太陽は感動的であった。それとブラジル人の陽気な人の良いところである。ブラジルでは多くの人に出会ったが、みな温かく歓迎してくれた。初対面でもすぐにうち解けてしまうようなところがある。

一か月ぐらいの滞在で、ブラジルのすべてを理解したなどとはもちろん言えないが、自身を感じた一断面を述べさせてもらおう。

歓迎食事に強盗団

ブラジルについて二日目の夜、歓迎の食事が終わって、お茶などを飲みながらくつろいでいると、突然、隣の家から四〜五人の男が拳銃を持って塀を乗り越えてきた（正確には五人だった）。はじめは様子がわからず、何かアトラクションでも始まったのかと思っていたが、まわりの人が拳銃を突きつけられて腹ばいになるのを見て、自分もしやがみ込んだ。入ってきた男たちを見るとTシャツを引っ張り上げて覆面代わりにしながら、いろんなことを言っている。「顔を見るな、おとなしくしろ」とも言っているのだろう。イトウさんやエレニルさんが腹ばいになるので私も腹ばいになった。

左斜め前に腹ばいになっていたエレニルの弟さんが腕時計をはずすよう目で合図してくれた。腕時計をはずして頭の前に置く。イトウさんの兄さんが「ジャポン、ドル」とか言われながら、ポケットから財布を抜き取られているのが見える。エレニルさんが「ドルを出して」というので、「ドルは上だ」と伝えるが、うまく伝わらない。そのうち、強盗の一人が横に来ていろんなことを言っているが、理解できない。わかったのは「ドル、ジャポン」という言葉だけだった。エレニルさんが再度「ドルを出して」というので、「上だ」と指さしながら起ちあがろうとすると左横腹を蹴り上げられた。うまく体をひねったのでダメージはなかったが、若干頭に血がのぼった。

エレニルさんが相手に状況を伝えてくれたので、拳銃で起ちあがるよう促される。エレニルさんと一緒に階段を上って二階の寝室にまで行くと、再度「ドル、ドル」と拳銃を突きつけられた。ポシエットから五〇〇ドル入りの封筒を渡すと、強盗は封筒を破りながら、中を確かめていた。さらに何か言っているが、とにかく理解できない。たぶん「他にないのか」と言っていると思っただけで、ポシエットを逆さにして他には何もなかった。強盗はあきらめて私とエレニルさんを別の部屋（エレニルの娘さんたちの寝室）に連れて行った。あとで聞くと、このとき「ドルを出さなければ、この女を殺す」と言っていたらしい。言葉がわからないと、この辺の臨場感が全くない。

この後、いろんなことがあったが、結果的には、お金と貴金属は奪われたが、家にいた一七人にはケガもなく無事だった。これは不幸中の幸いだったと思う。日本に帰ってきて、サンパウロで日本から帰ったブラジル人家族が殺されて、五千ドルが奪われたニュースなどを聞くと、自分たちは運が良かったのだと思われた。

このエピソードをくわしく述べたのは、別にブラジルが物騒な国だと言うためではない。そうではなくて、ブラジルが現在発展途上にあり、かつ貧富の差が、このような強盗や泥

棒を頒発させている根拠としてあることを示したかったのである。強盗たちがドルや貴金属を目的に來たことは間違いないが、彼らのやりとりの中で「俺はスポーツシューズがないんだ。探せ」と言っていたこととか、女性の持つている化粧ポーチの中から香水を盗んでいったことなどを見ると、よけいそう思わされたのである。

エレニルさんの家族や親族から、多くの慰めやお詫びの言葉をもらったが、どの国にも悪い奴はいるので、ただか五人の悪党のために一億六千万人と言われるブラジル人を悪く思うことはできない。むしろ、われわれ日本人が押しかけたために、強盗を呼び寄せってしまったのではないかと考えると、こちらこそ申し訳なく感じた。

車社会、外国車ばかり

ブラジルでは、日本で組合活動をともおこなった、なつかしい仲間と再会することができた。ヒガ・サユリさんと夫のプロデンセさん、そして、あの広島容器にたたき出されて、もつとも困難なときにも闘ったタニアさんと息子のジュアンさん、夫のフランコさん。みんな元気にブラジルで生活していた。ヒガさん夫婦は、立派な家を建てて生活していた。日本にいたとき、「こんな家をブラジルで建てているの」と、見せてくれた写真の家に招待されたときは、いいがたい思いが胸をよぎった。

日本という外国で、苦勞して働き、資金を貯めて祖国に帰り、立派に生活している彼らの姿を見ると心の底からうれしさがこみ上げてきた。特にジュアンと出会ったときは、闘争の思い出とともに、当時まだあどけなさの残っていた彼が、一人前の大人に成長していて、コンピューターを駆使して設計の仕事をこなしていることに時間の流れと感慨深い印象を感じさせられた。

ブラジルは思った以上に車社会であった。サンパウロなどは、広島よりも交通渋滞が激しいと感じた。しかし、走っている車種は、ほとんどがフォルクスワーゲンであり、シボレー、フォード、フィアットといった外国産のものばかりであった。ブラジルにも国産車があるとは聞いたが、見かけることはなかった。バイクは日本のホンダ、スズキ、ヤマハといったところが独占していた。バイクの九割方は日本車であろう。

このことから言えることは、ブラジルにはまだ強固な民族資本が育っておらず、高級消費財が外国資本に牛耳られているのではないかということである。それはとりもなおさず、莫大な富が海外に流失していることを意味する。ブラジルの抱える貧困の根拠のひとつは疑いもなく、この外国資本による収奪であろう。

ブラジルが巨大な農業国であることは疑いない、だが、豊富な資源、広大な国土、少ない人口などを考えれば、二一世紀の中頃には、中国やインドと並んで世界の中心的国家に成長していると推測することは間違っていないだろう。今回、大変お世話になったチコさんが、「ブラジルは巨大な農業国であるとともに、巨大な工業国になるでしょう」と、自信を持って語っていたことが思い出される。

サンバのリズムが流れると自然に踊り出してしまふ、陽気なブラジル人気が世界に羽ばたく、それもそう遠くない時期に実現する、そんな夢を見せてもらった今回のブラジル旅行だった。

(広島スクラムユニオン 土屋 信三)

アスベスト、徹底した被災者救援を

—構造改革への対抗戦略 労災・職業病は敵のアキレス腱—

「関西」「阪神」「兵庫」が連携

ひょうご労働安全衛生センターは、関西労働者安全センターからアスベスト相談について要請を受けた。もう「関西」だけでは手が一杯で、対応できる状況ではないから、「阪神」「ひょうご」の両安全センターも協力してほしい。「阪神」の方は尼崎のクボタを軸に、そして「ひょうご」は旧国鉄関係を軸に、地域的には主に神戸市から西の方面を面倒見たい、という趣旨であった。逃げるわけには行かないと、ユニオン、地区労の仲間とも相談し、OBを軸に組織されている熟年者ユニオンの助けも借りて、安全センターとして踏み込んだ。

最初はマスコミにも協力を得ながら、緊急の電話相談など本格的に取り組みを開始した。相談件数は一〇〇件を越え、今なお相談は続いている。今日、五〇件近くの労災申請等を抱え、実務担当者は週一回程度、それぞれの進捗具合を話し合い、経験交流、特に学習会をもちながら、連日大変な激務をこなしている。「関西」「阪神」「ひょうご」の連携はもちろん、「中央」との連絡もとりながら、いまや関西エリアだけでなく、西は岡山、東は三重まで抱えている。この間の活動でつかんだことについて整理をしておきたい。

労災と「生活」に相談集

相談について言えば、二つの中身がある。一つは、やはりアスベスト関連の職業性疾患の相談であり、いわゆる労災関係である。今一つは、自分の家はアスベストが使われているのだろうか、その見分け方から除去方法など、いわゆる「生活」上の相談である。マスコミの宣伝もあってか、アスベストに関する関心は高い。しかし、いたずらに不安だけをおおっている面もあり、科学的な、冷静な見識も求められる段階に来ているとも思う。私たちは主に労災関係を取り扱い、「生活」上の問題については行政に振り分けるわけだが、行政の対応は決定的に不十分である。この点については後段でふれる。

現段階における職業上のアスベスト被害の特徴点をまとめると次のようなものである。まず第一に、実にさまざまな職種に及んでいるということである。単に直接アスベスト製品をつくる職種にとどまらず、建設業関係、造船、国鉄、ゴム製造などアスベスト製品を使った職種から、アスベスト、アスベスト製品の運搬に携わった人、「変わったところ」では、パン焼き職人（パン焼き釜？）、産婦人科の看護師（ベビーパウダー？）の相談もある。耐火、耐熱に関わる仕事を中心である。

第二に、現職の方もいるが、OBの人が多く、すでに亡くなっている人の割合が高い。ハンセン病患者の方がアスベストによる中皮腫という例もある。相談受けたものが「なぜ私ばかりがこんな仕打ちを受けるのか」といわれ、「返事に窮した」と感きわまった報告をしていた。

そしてこの間の問題を順不同にあげると、①死亡の場合、時効五年の壁がある。「関西」の例であげると、相談に見えた家族が「昨日法事をやった」というので、聞くと「死

亡翌日から五年」という時効に「一日」過ぎていたというものがある。アスベスト新法の動きもあるので、丁寧に資料を集めている。「阪神」では、時効の労災申請も「預かる」という形で労基署が受け付けている。②土建業の場合、「一人親方」の取り扱いがある。いわゆる労働者性の問題である。③会社が在職証明、アスベスト関連の仕事に従事していたことを証明してくればよいが、一方では同僚証言が必要となる。家族が探すわけで、その手間ひまはたいへんである。同僚が見つかったも「会社に迷惑かける」と拒否される現実もある。また、職場、会社を変わっていた（つぶれた企業もある）場合、その履歴とアスベスト関連の経歴調査に苦労する。④「中皮腫」の場合はアスベスト関連性が強く、労災申請は比較的「簡単」だが、「肺がん」などではアスベスト関連性について丁寧に職歴を調べる必要がある。⑤それに関連して医者への対応の問題もある。アスベスト関連疾患について周知徹底されておらず、死亡診断書だけでは判断できず、保存してあるレントゲン写真を再調査することもある。

患者・家族の状況は「悲惨」である。中皮腫は「静かな時限爆弾」といわれるように、発症は曝露から三〇年とも四〇年とも言われ、発病すると急速に症状が悪化する。まだ、治療法も確立していない。不安、絶望に襲われる。「なぜ危険な作業だと教えてくれなかったのか」、患者・家族には、「なぜ、なぜ・・・」という疑問と同時にぶつけようのない怒りが次から次に起こってくる。また、夫を亡くし、親をなくし、無念を晴らすため、会社や同僚に当たり、職歴や仕事の中身、環境を聞き取る。苦痛であり、奥さんが心労のため倒れるという例もある。「患者・家族の会」を組織して、お互い励ましあい、そして企業の責任、国の責任を追及するためアスベスト新法制定のため、該当で署名運動に立ちあがっている。

責任の根本は国、行政

アスベストの危険性については早くから指摘されていた。日本でも規制、禁止を求める動きはあった。しかし、国も企業も「安さ」と「便利さ」のため、規制、対策を怠ってきたのである。いま顕在化しているのは、六〇年代、七〇年代の高度成長期の曝露者である。兵庫の例で明らかのように、ひとつは旧工場地帯に集中しているし、あらゆる職種に広がっている。太平洋ベルト地帯全体を考えると恐ろしくなる。しかも、日本全国どこでも顕在化して不思議ではないのである。さらに、八〇年代後半まで輸入のピークは続いているように、アスベスト使用は高いレベルで続いており、さらに顕在化は急増してくるといわれている。

今回の「アスベスト騒動」は尼崎のクボタで、アスベストが工場外に飛散し、住民の中に被害者が出たことによるが、それも結局患者・家族の告発の結果である。国はアスベスト新法を作るといつているが、反省の上に立つなら、被害者の救済、保証は無論、アスベスト及びアスベスト関連企業、そしてその使用先を徹底的に洗い出し、関連労働者だけでなく、住民の実態について把握することが先決であろう。何よりも「静かな時限爆弾」は早期発見こそ重要である。ようやく政府はアスベスト「全面禁止」に踏み切ったが、この視点がないとアスベスト問題は「過去」の問題とされ、「騒動」で終わることになる。先述したように「過去」は続いており、今からさらに顕在化するのである。

また、阪神・淡路大震災は多くの建造物が倒壊した。当時、アスベストの飛散が問題にされた。「復興」第一のあり方は、被災地で、そして瓦礫の運搬、処理現場で大量のアスベストが飛散したと考えられる。その影響はどう出てくるのか、震災から一〇年、あと二〇〜三〇年後を考えると・・・。そして実は、アスベストが一番使用されているのは建造物である。三〇〜四〇年前の建物が建て替えるの時期を迎えている。開発、再開発もあり、アスベスト飛散の可能性はこれから高まるのである。しかし、その対策は弱い。行政にも専門家がいらないし、ノウハウも蓄積されていない。アスベスト関連企業が、その除去業者として登場している現実を見ると複雑な思いに襲われる。規制を怠ってきた国家責任、行政責任として国、自治体の抜本的な対策が求められているのである。

さらに、アジアをはじめ発展途上国では、アスベストが依然大量に使用されているという。国際化の時代、日本をはじめ先進国の規制だけではどうしようもない問題が存在しており、国際的な規制も重要である。

署名運動のよびかけ

最後に、石綿対策全国連絡会議がアスベスト全面禁止・アスベスト対策基本法の制定署名運動を呼びかけている。その「国に対する要請項目」をあげておく。

- 1、アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
 - 2、アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的な対策を一元的に推進するための基本となる法律（仮称・アスベスト対策基本法）を制定すること。
 - 3、アスベストに曝露した者に対する健康管理制度を確立すること。
 - 4、アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。
 - 5、労災補償が適用されないアスベスト被害については、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること。
 - 6、中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍といわれるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。
- 労災・職業病は敵の弱点である。構造改革は儲け、利便さのためには働くもの、利用者の命も健康も無視をする。アスベストはその象徴である。アスベスト相談を始め、「労災・職業病」闘争を闘いの柱にしようではないか。アスベスト対策基本法制定運動に私たちも積極的に取り組もう。

(〇五・一一・〇一記 ひょうご労働安全衛生センター副代表・松枝 佳宏)

◇読者からのおたより◇

人が足りない！ 九月の夜勤は十二回でした。夏季休暇もあり、代休もありで日勤は九回。この勤務で超勤があると体の不調は倍増している。今月は臨時の手術があった。それで忙しさがピークだ。「準備が出来たら手術室へOK」と電話が入ったら、なお汗が流れる。その疲労は次の日に持ち越している。そこで臨時手術はと調べた。定期の手術患者一名、臨時の手術は二名だけだった。だ

けど忙しいのはなぜ。考えなくても要員不足に行き着いてしまう。(帯広・みんな)

ひっそりと再び 私ゆえあって〇五年五月三十一日を以て三八年間の鉄道人生に終止符を打ちまし

た。五月以降居を東北・山形に求め二ヶ月、縁あって私の誕生した所より車で五分余り、山形と宮城の県境に決定致しました。失職(失業)して四カ月、山形―東京の走行キロは二万キロに達した。失業保険給付を求めハローワーク通い、総選挙前の八月、ひっそりと再び。

編集部より かれん 誅求の時代の始まりです。

(山形・Y)

破たんする介護保険 介護保険が高齢者排除の坂道を転がり始めました。一〇月一日から特養や老健に入所している人の食費や居住費を徴収することを市会は一〇日、承認。「在宅で暮らす高齢者は食費も居住費も自分持ちなのに不公平」が口実。神戸市営の老健で最大十三・五万円、上げ幅はそれぞれ最大七・四万円、減免制度があるとはいえ、この改定が理由で退去・退院しなければならぬ人がでることを、神戸市は否定していません。

編集部より 老健施設からの退去者は続出しています。さらに「世帯分離」の相談がふえているとか。本誌前号に関連記事があります。

憲法と刺客 国民が今回の選挙で出した答えは、肥大化した権力が「憲法改正」に反対する組織や個人に、「刺客を向ける」ことを事実上容認したことになります。労働者と市民の声を受け止め反映する組織と政党は、待っていても生まれません。一人ひとりが目覚め、創造するしかありません。取り返しの付かない犠牲の後に後悔しても遅い。

編集部より 鋭い指摘。利用させてもらいます。

(大分・A)

改憲節 ①改憲きたきた すぐそこに／年金・増税と騒がせて／マスコミ信じて だまされて／気づいて泣いても もう遅い ②改憲・創憲 毒まんじゅう／おいしい話にや 裏がある／環境だ人権だと 味つけて／中味のあるこは 猛毒さ ③国民投票 いつあるの／2007年7月よ／目の先の特権に だまされて／9条変えたら 世も末だ ④国民投票へ 行つたなら／どんな権利にも×つける／改憲するのに 慣らされて／9条殺すの 目的だ ⑤9条変えたらどうなるの／他国へ出かけて 人殺し／強盗・侵略 お手のもの／靖国神社が待つてるよ。

(X)

九・一五判決と国労再生 ごぶさたしています。お元氣ですか。どちらかでお会いできると思っていました。なかなか会えませんでした。私も新しい職場になんとか慣れがなばってあります。九・一五判決をどう乗り越えたかのか。闘争団の仲間とともに考えたいと思っております。それと国労再生ですね!

編集部より 思いは同じでした。新しい職場でご苦労されているのかなど。

(神奈川・A)

活動中 送金遅くなりました。兵庫で引き続き元気に活動しています。わずかですが、カンパです。

編集部より ニュースありがとう。活動ぶり、かくて毎日目になっています。さらにご活躍を。

(明石・T)

前進中 国鉄闘争も着実に前進を勝ち取っています。第三者機関に頼ることなく闘うことですね。わずかですが残りはカンパで整理して下さい。

(千葉・H)

編集部より 政府・国交省、JRは「一部」なりとも不当労働行為を認めるなどは考えていなかったはず。高裁での裁判はキツクなる。戦線拡大が至上命題です。

写真です 先日は有り難うございました。写真を送ります。ご笑納下さい。社会通信を愛読しています。JR西の脱線事故、解決は長引くでしょうがやがて遺族がダイヤ編成に関して、未必の故意で告訴すべきと思います。ご健康を祈ります。

(えひめ・M)

編集部より 心から感謝。久しぶりにお会いできて嬉しかったです。

議員報告 ご無沙汰しております。皆様方にはお変わりないところと想います。私共の方もいろいろ有りましたが(現在も有りますが)何とか乗り切っている次第です。再購読代金を入れておきます、不良息子をお許し下さい。裁判の行方がもつと前に進む事を願いながら。上川でもボチボチやっております。一年生議員の活動内容を入れておきますので一読を。

(北海道・A)

編集部より 議員活動にも慣れたでしょう。議会報告楽しく読ませていただきました。読者からのおたよりに使わせていただきます。とくに支持者との対話はいいですね。

わが家族たち 現在、我が家は、妻が介護(特別老人養護施設パートですが二年前に独学で国家試験取得)、長女は看護士(専門学校二年生)、次女が保育士(来春専門学校入学)という状況で、私も国鉄闘争と結合させた社会的に有益な仕事を模索しようと思ひ、関連資料などを集めて勉強していくつもりです。

(北海道・S)

編集部より 岡目八目のことわざもあります。貴兄のこれまでの経験を大きく飛躍させる機会にして下さるといいですね。ご家族の皆さまによろしく。